

# 第4回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時 令和5年8月8日午前10時00分～午前10時50分

出席状況	公益	5/5
	労側	5/5
	使側	5/5

  

<p>○ 主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について</li><li>2 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）</li><li>3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）</li><li>4 特別小委員会の設置及び委員の推薦について</li><li>5 その他</li></ol> <p>○ 審議要旨</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について 部会長から、専門部会の審議結果が報告された。</li><li>2 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）について 審議会長から採決の前に、専門部会で採択された政府への要望事項を盛り込み答申することについて確認がなされた。 採決の結果、「岩手県最低賃金時間額 854 円を 39 円引き上げ 893 円とする（引上げ率 4.57%）」が、賛成 9 人(使 5、公 4)反対 5 人(労 5)の賛成多数で議決され、同議決内容が答申された。また、発効日を法定発効とすることについても同数により賛成多数で議決され答申された。</li><li>3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問） 現在 6 産業について特定最賃を定めているところ、5 産業（各種商品小売業以外）から特定最賃の申出書が提出され、全ての申出書が申出要件を満たしていたことから、改正決定の必要性の有無について諮問した。</li><li>4 特別小委員会の設置及び委員の推薦について 特定最賃の必要性の有無を検討するため、特別小委員会が設置されることになった。</li><li>5 その他 事務局から審議日程の修正案を提案し、承認された。 第 3 回地方最低賃金審議会において質問があった項目について、資料を配布し、事務局より説明を行った。</li></ol> <p>○ その他</p> <p>傍聴人 4 名。 報道機関 8 社取材のため審議会を傍聴。</p>
---